

越谷市公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の再評価を実施することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共事業」とは、市が国土交通省の所管に係る補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条に規定する補助金等をいう。）の交付を受けた事業をいう。

(再評価を実施する公共事業)

第3条 再評価を実施する公共事業及びその評価手法は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に定めるところによる。

(対応方針の作成)

第4条 市長は、前条の規定により実施した再評価の結果に基づき、当該公共事業の対応方針を作成するものとする。

(委員会への諮問)

第5条 市長は、公共事業の再評価に係る対応方針について、越谷市公共事業再評価委員会に諮問し、その答申を尊重するものとする。

(対応方針の決定等)

第6条 市長は、再評価を実施した公共事業の対応方針を決定したときは、必要に応じた措置をとるとともに、速やかに国土交通省に報告するものとする。

(再評価の結果及び対応方針等の公表)

第7条 市長は、公共事業の再評価の結果及び対応方針等を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、市の公告等により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年1月1日から施行する。